同　意　書

公益財団法人

自然農法国際研究開発センター

　理事長　　　殿

有機食品の輸出に係る英文証明書の発行申請にあたり、下記の事項に同意します。

記

1. 貴センターの定める手順に従い、英文証明書の発行申請に必要な書類を提出すること。
2. 貴センターに提出する帳票類は、輸出する格付品の生産行程の管理及び格付に係る実際の管理内容を示すものであり、帳票作成後に加除修正等しないこと。
3. 貴センターに提出した帳票類に加除修正等を行った場合は、その根拠の書類と共に修正した内容等について遅滞なく貴センターに文書にて報告すること。
4. 貴センターへ提出した書類に誤った記載が確認された場合、若しくは輸出した有機食品の生産、製造、加工又は小分けの方法が、有機農産物又は有機加工食品の日本農林規格の基準に適合しないことを確認した場合は、すみやかに貴センターに文書で報告すること。
5. 有機食品の輸出の遅延、輸出後の検査による残留農薬検出及び当該食品の品質等に関し発生した賠償について、貴センターにその責任を負わせないこと。
6. 輸出国の生産及び表示等の基準に関し発生した問題について、貴センターにその責任を負わせないこと。
7. 輸出する有機食品及び輸出した有機食品に関し、貴センターから情報提供を求められた場合は、迅速かつ適切に対応すること。輸出した有機食品に関し、5及び6に掲げた事象が発生した場合には、すみやかに貴センターに報告すること。
8. 有機食品の輸出を行う事業者として、事業者名、住所、認証に係る農林物資の種類及び認証番号等を公表すること。

以上

令和　　年　　月　　日

事業者名

代表者名　　　　　　　　　　　　印

住　　所